

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 三重県移住・就業マッチング支援事業に関する報告及び立入調査について、三重県及び鈴鹿市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、鈴鹿市移住支援金交付要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合（移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものであることが判明した場合を含む。）
：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に鈴鹿市以外の市区町村に転出した場合
：全額
 - (3) 当該事業（就業に関する要件の場合）において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
（ただし退職から3カ月以内に要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く）
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に鈴鹿市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 3 過去に東京圏から東京圏外への転出が確認される場合は、東京圏外の転居先の該当市町村に移住支援金を交付していないか、鈴鹿市が確認することを了承します。
- 4 移住支援金の支給を受けた後に実施される鈴鹿市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。
※報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはしませんが、担当課から詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただくことがあります。